

## 岐阜県強靱化有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づく国土強靱化地域計画の策定にあたり、学識経験を有する者等から幅広く意見を聴取するため、岐阜県強靱化有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 有識者会議は、別に定める名簿に掲げる委員で組織する。

2 有識者会議に座長を置き、委員のうちから互選する。

3 座長は、会議の進行を行う。

### (会議)

第3条 有識者会議は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (事務局)

第4条 有識者会議の事務局は、岐阜県危機管理部危機管理政策課に置く。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年9月3日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。